

浜松市公告第1051号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及びその添付書類を、この公告の日から4月間浜松市商工部商業政策課において縦覧に供する。

平成22年12月27日

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）バロー浜松中島店
浜松市中区中島一丁目1269-1 外8筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1
代表取締役 田代正美
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1
代表取締役 田代正美
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年8月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,562平方メートル
- 6 施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	届出内容
駐車場の位置及び収容台数	85台
駐輪場の位置及び収容台数	48台
荷さばき施設の位置及び面積	138.69平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	52.03立方メートル

- 7 施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	届出内容
小売業を行う者の開店時刻	9時00分
小売業を行う者の閉店時刻	21時30分

駐車場を利用できる時間帯	8時30分から22時00分まで
駐車場の出入口の数及び位置	2箇所
荷さばきを行うことができる時間帯	6時00分から22時00分まで

8 届出年月日

平成22年12月20日